破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７４０号
埼玉県入間郡越生町大字越生824番地４
破産者　岩澤　幸保
１　決定年月日　平成21年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第７４１号
埼玉県入間郡越生町上野東２丁目14番地４
破産者　岩澤　利之
１　決定年月日　平成21年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４１２号
兵庫県神戸市中央区中山手通４丁目20番13号　ユートピア相楽３Ｂ
破産者　兼島　　透
１　決定年月日　平成21年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子753番地５、開始決定時の住所岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森68番地２
破産者　大谷　セツ
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５５号
水戸市柳河町138番地、旧住所水戸市鯉渕町4888番地の300
破産者　鈴木由紀子（旧姓川又）
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３９１号
群馬県前橋市天川町39番地13　天川レジデンス　205号
破産者　小林　　静
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３６２号
埼玉県富士見市水谷東２丁目30番９号　第１山田荘３、申立時の住所埼玉県富士見市水谷東３丁目16番11号
破産者　鈴木　清治
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１９６７号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２　５号棟203号室
破産者　宮村　和夫
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２８２号
名古屋市緑区鳴海町字丸内15番地　レオパレスミドリ201号
破産者　水野工作所こと　水野　幸司
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２９８号
鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙1194番地１、開始決定時の住所鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙119番地１
破産者　新山　寛子
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７号
神戸市灘区永手町２丁目３番５号　グレイス六甲202号、開始決定時の住所神戸市灘区六甲台町12番21―502号
破産者　谷田　幸一
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９０号
神戸市須磨区高倉台７丁目５番28―305号　小路方
破産者　杉之原晴美
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２３号
広島県東広島市八本松飯田７丁目19番７号
破産者　執行キミヱ
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５１号
札幌市南区定山渓温泉西３丁目100番地　ホテル鹿の湯男子Ｃ寮
破産者　小林　定一
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８号
北海道枝幸郡浜頓別町大通１丁目７番地
破産者　野村　智子
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７４号
北海道帯広市西十六条北三丁目３番11号　フルハウス103
破産者　小原　俊彦
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
北海道帯広市西九条北６丁目１番地１
破産者　福士　秀樹
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第４７号
山形県西置賜郡白鷹町大字佐野原562番地の２
破産者　伊藤　一栄
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部